⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of Mobility Innovation Complex (MIC) Center, Nagoya University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 1 November 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 5 December 2013 (tenders brought with or submitted by mail : 3 : 00 P.M. 5 December 2013)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Facilities Management Department, National University Corporation Nagoya University, Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya-shi, JAPAN 〒464―8601 TEL 052―789―2117

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年 10 月 11 日
国立大学法人京都大学　学長　松本　　紘
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26

○第４号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　京都大学(中央)国際科学イノベーション棟新営その他工事
⑶　工事場所　京都市左京区吉田本町　京都大学本部構内
⑷　工事内容　本工事は、本部構内の国際科学イノベーション棟(鉄骨鉄筋コンクリート造、地上５階、地下１階、延べ面積11,077㎡）新営工事であり、産官学連携によるイノベーションを創出するための拠点を整備する目的に実施するものである。なお、本建物は米国の建物環境総合性能評価指標であるＬＥＥＤ(Leadership in Energy and Environmental Design)認証の取得を予定している。
⑸　工期　平成26年３月31日まで
⑹　使用する主な資機材　コンクリート　約7,200㎥、鉄筋　約900ｔ、鉄骨　約2,100ｔ、板ガラス　約2,000㎡
⑺　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事においては、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書（以下「技術提案書等」という。)の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格
⑴　国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　国立大学法人京都大学又は文部科学省における一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条又は「国立大学法人京都大学の契約に係る競争参加者資格審査等事務取扱要領」第２章で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、それぞれ下記①から③に示す点数以上であること。

①　建築一式工事	1,175点
②　電気工事	950点
③　管工事	950点

⑷　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了し、次の基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造（延べ面積6,500㎡以上）の公共施設の新営工事
⑸　ＬＥＥＤ認証を取得した建物の施工実績を有すること。
⑹　下記①から③に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　建築一式工事
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
イ　上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
②　電気工事
ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。)に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
イ　監理技術者にあっては、上記①ウに該当する者であること。
③　管工事
ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。)に合格した者。)、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。)、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。)に合格した者。)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
イ　監理技術者にあっては、上記①ウに該当する者であること。
④　監理技術者又は主任技術者にあっては、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
⑺　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。)又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。